

令和 5 年 9 月
堺 市

公募型見積合せにおける見積書の「提出方法変更」及び「押印廃止」について（物品調達案件）

このことについて、下記のとおり変更しますのでお知らせします。

記

1 対象案件について

調達課が執行する物品調達に係る**公募型見積合せ**

2 提出方法変更について

各案件の見積書については、従来は、郵送又は「電子メール（FAX も可）」での提出を可としていましたが、今後は、**郵送不可**とし、以下の**①②のいずれかに限るもの**とします。

① 電子メール又は FAX

※見積書を提出後、速やかに調達課まで電話連絡し、到着確認をお願いします。

② 窓口への持参

郵送での提出は廃止となりますので、ご注意ください。

なお、必ず提出期限までに、上記の方法により提出してください。

3 押印廃止について

各案件の見積書については、従来は、使用印鑑届に登録のある印影を押印した見積書の提出を求めていましたが、今後は、**押印は不要**とします。なお、見積書には、見積書提出に係る**担当者名・担当者連絡先**を必ず記載してください。本市の見積書の書式を使用することを推奨します。

上記変更に伴い、「電子メール又は FAX」で見積書を提出した者が契約の相手方に決定した場合には、別途、**郵送等で見積書の原本の提出を求めていましたが、不要とします。**

ただし、印字が不鮮明である場合等は、別途、見積書の原本の提出を求めることがあります。

各案件の「**公募型見積合せ説明書**」及び「**公募型見積合せへの参加に係る注意事項及び手続き**」も併せてご確認をお願いします。

4 適用開始時期について

「提出方法変更」 **令和 5 年 9 月 15 日以降**に公表する案件から適用します。

「押印廃止」 **令和 5 年 10 月 1 日以降**に提出する見積書から適用します。

公募型見積合せ案件の公表

【見積書の提出方法】

- ① 電子メール又は FAX
- ② 窓口（調達課）への 持参

**郵送による提出
を廃止**

※令和5年9月15日以降
に公表する案件から

【見積書に記載が必要な事項】

- ・所在地、商号又は名称、代表者職氏名、業者番号
- ・宛先「堺市長」殿、日付
- ・担当者名、担当者連絡先
- ・案件番号、品名、品番、数量
- ・消費税額等については外税方式で記入すること
- ・見積り単価・金額（税抜）、消費税額等、税込合計金額

押印不要

※令和5年10月1日以降
に提出する見積書から

見積書提出締切及び業者決定

見積書（原本）
の提出は原則不要

契約締結